

# 1.(2) 地域鉄道事業者の安全設備整備等に対する支援

## 地域公共交通確保維持改善事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）

■ 補助率：国 1/3

**鉄道事業再構築事業を実施する事業者\*に対する補助率を1/2に拡充\*\***

※ 公共交通活性化・再生法に基づき、上下分離等の事業構造の変更により経営の改善を図っている事業者

※※ 財政状況の厳しい地方公共団体が支援する費用相当分

■ 補助対象設備

レール、マクラギ、落石等防止設備、  
列車自動停止装置(ATS)、車両更新 等



軌道改良



法面固定

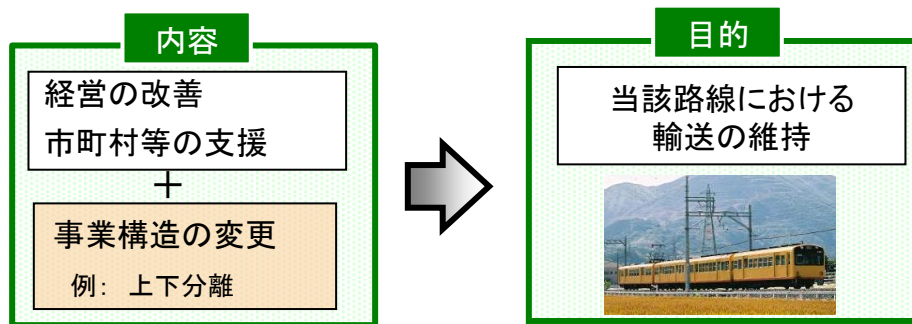


ATS

■ 25年度予算額 33,278百万円の内数

(参考) 鉄道事業再構築事業

- 継続が困難又は困難となるおそれのある旅客鉄道事業の経営改善を図る
- 市町村等と鉄道事業者が共同で計画を作成し、国土交通大臣による認定を経て実施<実施中の事業者>  
わかさ 若桜鉄道、福井鉄道、三陸鉄道



➤ 自治体が鉄道施設を保有し、設備更新経費を負担する等して支援

## 鉄道の安全性向上設備に係る特例措置の延長(固定資産税)

■ 特例措置の対象 地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の交付を受けて取得する鉄道の安全性向上に資する償却資産

■ 特例措置の内容 固定資産税の課税標準を5年間1/3に軽減\*  
適用期限：平成27年3月31日まで**(2年間延長)**



車両の更新

※鉄道事業再構築事業を実施する事業者が取得する同様の償却資産については、課税標準を5年間1/4に軽減(平成26年3月31日まで)